

農業委員会令和5年4月総会

開催日時 令和5年4月21日 午前10時00分～
開催場所 守口市役所6階 教育委員会会議室
出席委員 ①西口 誠一 ②田中 明美 ③石田 卓三
④大倉 利文 ⑤大西 庄治 ⑥木村 剛久
⑦砂口 勝紀 ⑧辻本 恵美子 ⑩中東 郷美
⑬山田 哲三

事務局 阪本、寺澤、柴崎、満永

閉会時間 午前11時00分

西口会長 それでは、定刻となりましたので守口市農業委員会総会を、ただいまから開催したいと思います。

初めに令和5年4月から事務局に新たに任命いたしました職員を紹介させていただきます。事務局次長の寺澤さんと事務局の満永さんでございます。

事務局 地域振興課の寺澤と申します。地域振興課在籍8年目でございます。農業委員会の仕事を初めてやらせていただくことになりました。至らない点もあると思いますが、御指導、御鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

事務局 地域振興課の満永と申します。私は地域振興課4年目ということで、私も初めて今年度から農業委員会に任命される形となりました。分からないこと、至らないところがたくさんあると思いますがよろしくお願いいたします。

西口会長 それぞれよろしくお願い申し上げます。

最初に、改正植物防疫法というのが、この4月から施行されております。皆さん方は御承知だと思いますけれども、概要だけ紹介しておきますと、この植物防疫法が1年前に成立されて、この4月から実施されて施行ということになっています。

その背景というのは、温暖化が1つのポイントになっております。それとやっぱり人の出入りが多くなっていますので病害虫の進入、日

本国へいろいろな人が出入りしますので物も入ってきます、人の出入りも多いということで、いろいろ進入の機会が多いということが1点であります。

それと病害虫の化学農薬への耐性が発達しているということが2点目でありまして、3点目が環境負荷低減への化学農薬を減らす流れが強まっておりますということで、ちなみに世界で農薬使用ナンバー1は日本なのです。ということで、やっぱりこの辺は農薬をできるだけ削減する方向で考えていかないけまへんでということが、この改正のポイントになっています。

そうしたら、どないしたらええんやということで、改正法の概要は総合防除を推進してください。それともう1つは、先ほど言いました外来の病害虫への対応を、強化してくださいということがあります。ということで、改正植物防疫法で防除の方法が変わったということをお理解をいただければありがたいと思います。

もう1点は、この間19日に大阪府の農業会議で常設審議委員会がありまして、4月の集計がいろいろ審査されまして、28件、能勢町から田尻町まで1カ月で5万6,050平方メートル農地が減少して、大阪府下から農地が減少したということです。このメンバーは大阪府、それと農協の中央会、大阪府の土地開発公社、農業共済組合、農業会議はもちろんですけれども、各農業委員会の会長が代表で出させていただきます。

ということで、今月の皆さん方の手元に回ってます大阪府農業時報に第7面、3月に開かれました第84回常設審議委員会の情報が出ております。後からまた御覧になっていただければありがたいと思います。

以上で終わります、それでは、事務局より本日の欠席委員の報告をお願いいたします。

事務局 御報告申し上げます。本日、欠席届の出ている委員は、橋本委員、山崎委員でございます。辻本卓郎委員はちょっと連絡がないのですが、今現在は来られておりません。したがって、現在の出席委員数は10人でございます。

以上で報告を終わります。

西口会長 ありがとうございます。定足数を満たしておりますので、本日の総会は成立いたします。

それでは初めに農業委員会憲章を唱和したいと思います。新型コロナウイルスの関係で、例によりまして皆さん方黙読をお願いい

たします。ありがとうございました、黙読を終わります。

本日の署名委員は、大倉委員と大西委員です。それぞれよろしくお願いいたします。

それでは議事の進行に入ります。発言に際しましては、まず挙手をお願いいたします。その後、私のほうから指名させていただきますので、発言をよろしくお願いいたします。

事務局 それでは、報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について」を報告いたします。報告第1号、こちらの資料を御参照ください。届出農地の詳細につきましては、こちらに記載のとおりでございます。

こちらは、令和5年3月9日付けで事務局のほうに届出の提出がございました。それに基づきまして4月10日に現地調査を行い、4月12日に受理通知書の発行を行ったものでございます。

本件申請につきましては、農地法関係事務に係る処理基準について第6の3の(2)のAからUまでに該当しないことから、受理しない場合というものには該当いたしません。

報告は以上でございます。

西口会長 ありがとうございます。説明が終わりました。

現地確認をお願いしました木村委員の御意見がありましたらお願いいたします。

木村委員 現地調査に行かせていただきまして、もともと畑、農地であったところを分筆して、資材置き場にされるということで、特に問題はなかったというふうに思います。

西口会長 ありがとうございます。何か御意見がありましたら承りたいと思います。

ないようでございますので、次に移りたいと思います。報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について」事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について」を御参照ください。こちらの届出農地の詳細は記載のとおりでございます。

本件申請は、令和5年3月20日付けで届出が事務局にございました。4月10日に現地調査を行い、4月12日に受理通知書の発行

を行ったものでございます。

本件申請につきましては、農地法関係事務に係る処理基準について第7の2の規定により、第6の3と同様に行うこととなっております。つきましては、第6の3の(2)のアからウまでに該当しないことから、受理しない場合には該当いたしません。

以上で報告は終わります。

西口会長 ありがとうございます。現地確認を行いました木村委員に、続いてまた御意見をお願いいたします。

木村委員 2つとも、もともと果樹が植わってあっただけでしたけれども、このたび地目変更されて、事務所と駐車場を造られるということで、周りには特に問題はないというふうに思いますので、特に問題がなかったというふうに思います。

西口会長 ありがとうございます。何か御意見がありましたら承りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、次の協議事項に移りたいと思います。協議事項については、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、協議事項「地方自治法第180条の2の規定による協議について」を御参照ください。

こちらにつきましては、関係法令の改正等によりまして、大阪府から守口市への権限移譲が行われた事務がございます。こちらにつきましては、市長の権限から農業委員会に権限を委任する事務を追加するものでございます。

詳細につきましては、続いての資料、A41枚物の概要資料を御参照ください。

こちらの概要資料の上の関係法令の改正の①、②、③、こちらの法律が改正されました。改正されたことに伴いまして大阪府知事の権限に属している事務というものが、既に守口市のほうに権限移譲されている農地転用の許可等と同内容の事務であったことから、大阪府から、それ以前に大阪府の権限に属していたその次のところの④の事務、こちらと併せまして令和5年4月1日付で守口市へ大阪府知事から権限移譲を受けました。

これらの事務につきましては、既に農業委員会に権限委任をしている農地転用の許可等と同一内容の事務でございます。このことから守口市長の権限にあるものを、同様に守口市に農業委員会に委任を

するための協議を行うものでございます。

また、その次の⑤と⑥。ちょっと下の図を見ていただきたいのですが、今回大阪府から権限移譲を受けたものが、大阪府知事と書いてある枠の中の①、②、③、④となっております。

それで守口市長と書いてある枠の中の一番右のほうに、⑤、⑥とありまして、そちらにつきましては、既に権限移譲されているものということで、これらの6つの事務が既に守口市から守口市農業委員会に権限委任を行っている、農地転用の許可等と同一の内容の事務であることから、今回併せて農業委員会に権限を委任するものでございます。

また、本改正における権限を委任する規則がございまして、そちらにつきましては、別紙のとおりで書かしていただいております。現行の規則が1枚物で最後に付いておりまして、それをこのように改正するという新旧の対照表を7枚付けさせていただいておりますので、そちらを詳しくは御参照ください。

本件協議事項についての説明は、以上で終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

西口会長 ありがとうございます。説明が終わりました。何か御意見、御質問がありましたらよろしくお願ひいたします。

いいでしょうかね。御承知のように今回関係法令が改正されております。1つは、この間、貸農園に関連した話で農業経営基盤強化促進法も改正されております。

2番目は農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律も改正されております。

3番目には、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律も改正されてます。ということで、それぞれ法令も見ていただかなあかんし、今短時間ではちょっと大変だと思います。また、おっつけ御意見がありましたら、また事務局のほうへいただいたらありがたいなと思います。

石田委員 前回はそうやったんやけれども、この総会で規則の改正とかいろいろ協議事項が資料としては、たくさん付けてくれてはるねんけれども。この総会で5分、10分、時間をいただいているのかも分からないけれども、これだけの資料を当日提出されて協議してください、御意見ありますか。これは私だけなのか分かれへんけれども、5分、10分でこれをみんな理解して質問せえというほうが、おかしいのと違う。何を質問したらええか分からへん。

少なくとも委員会の始まる前に、例えば今日の総会を開催しますという文章が、多分昨日か一昨日に文章をいただいているのだけれども、その中にもこれは入ってない。少なくとも、例えば農地転用で現地調査してどうのこうのというのはこれは毎回のことなので、現地調査をしている委員さんから報告もあって、特段質問することも特段ないとは思うのだけれども。

こういう法改正とかという非常に私にとっては、非常に難しい案件を、法律が改正されました、それに伴う農業委員会に対する改正でございます。そんなものを今日言って、今日出して協議してくださいというのは、失礼じゃないですか。私はそう思います。

西口会長　ということで、事務局は何か御意見ありますか、事務局のほうから。そういうことがあるかと思って、私は関係法令が改正されてますので、この短時間ではちょっと検討しづらいということで、後ほどまた委員の皆様ご検討いただき、後ほどまた事務局のほうへ問い合わせていますから御意見を頂戴できたらと思うということで発言させていただきました。

石田委員　そういう配慮していただいているのはありがたいことなんやけども。この7月19日をもって委員が改選されるわけですよ。そんなら全員が留任にかどうかは知りませんが、留任しない委員は質問する機会がありませんやん、そうでしょう。だから次回、次は5月、6月、7月の委員会は、もう新しい委員さんでやらはるねんから、留任しない委員は、質問をすることもできないわけでしょう。委員会で議論することもできひんわけですよ。

せやから、今回の問題に限らず説明を有する、あるいは事前に読んでおかなければならない部分については、少なくとも総会の何日前、あるいは何週間前に、その案件によって読む時間を必要じゃないですか。

私事で申し訳ないけど、私は今回この農業委員会の委員を7月19日付で任期と言うのですか委員としての資格は終わりますので、農業委員会に出席できるのも、次回、次々回、それだけです。質問のしようがありません。それ以降は。

西口会長　ということで、事務局も大変であろうかと思えますけども、今、石田委員の御意見も配慮いただいて、次回からできるだけ考える資料って言いますか、事前に送付できるような配慮をいただければありがたいなと思います。

事務局のほうも資料作成で大変かと思えますけども、やっぱり各委員さんから、やっぱり貴重な御意見を頂戴せないけませんので、御意見を頂戴できる材料提供は、よろしくお願い申し上げたいと思います。こんなものでよろしいですか、石田さん。

石田委員 はい、結構です。ありがとうございます。

西口会長 それでは、報告事項に移ります。報告事項については、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、報告事項（１）「生産緑地の取得の斡旋について」を御参照ください。

それでは、協議事項「地方自治法第 180 条の 2 の規定による協議について」を御参照ください。これは令和 5 年 3 月 31 日付で、守口市長から生産緑地の取得の斡旋について依頼がございました。

これに基づき令和 5 年 4 月 10 日付で、斡旋の依頼を行ったことの報告でございます。対象農地等の詳細につきましては、報告事項に記載の通りでございます。

続きまして、報告事項（２）「生産緑地の取得の斡旋結果について」を御参照ください。これは令和 5 年 2 月農業委員会総会において報告した生産緑地の取得の斡旋につきまして、令和 5 年 3 月 24 日付で、北河内農業協同組合代表理事組合長から回答がございました。

それに基づきまして、令和 5 年 3 月 30 日付で守口市長に回答を行ったことの報告でございます。対象農地等の御詳細につきましては記載のとおりでございます。なお、斡旋結果は不調となっております。

報告は以上です。

西口会長 はい、説明が終わりました。何か御意見、御質問がありましたらよろしくお願いいたします。

石田委員 いいですか。

西口会長 はい、どうぞ。

石田委員 これは斡旋について、前回もそうやってんけれども、JA 北河内に斡旋の依頼をしてはんねんけれども。前回もそうやし、今回の結果についてもそうなんですけど、その途中で JA から、こういう土地があり

ます、皆さんどうですか、御希望がございますかとかというのは、前回は今回も、一切JAから何の連絡もないと思うんねんけど、それは私だけじゃないの。

皆さんにはあるんですか、農業委員会のほうで確認してはんの。結果的に不調ですと書いてある。これどうなってんのいったい。北河内農業委員、北河内にお任せしているねんから、北河内のほうに命令はできへんけども、協力依頼はできるはずでしょう。どういうふうに周知しておられるんですかと。前回は不調でした。JAに頼みましたが不調でした。前回はJAからこういう情報はいただいてません。守口市のほうからもいただいてません。農業委員会であるだけです。守口広報にも打ってない、こういう土地がありますけど皆さんどうですか。JAもない守口市もないということは、これどういうことなんといったい。

西口会長 事務局なんか、御意見があったら。

事務局 1点まず、都市交通計画課に買取の申し出があって、そちらから農業委員会に協力願があると。その中で、農業委員会からJAさんのほうに協力依頼をさせていただいているという中でなのですけども。今、確かにJAさんに斡旋依頼をさせていただいて、その結果を受けて報告にはなっているんですけども。実際、農業委員会として、どう斡旋に協力していくのかっていうところにはなるかなと思っておりまして。

実際その3カ月以内にしなければならぬっていうところを考えますと、広報等で周知っていうのは、正直現実的にできる期間ではないかなというのをごさいますて、そのあたりは最終その都市交通計画課との協議の中で決まってくるころではあると思うんですけども。

農業委員会として何ができるかというところで、検討はしていく必要はあるかなと思うんですけども、皆様がこうやっていただいている活動の中で、その部分が足りてないということであれば、こちらで報告させていただいて、皆様に協力いただくという形で市内の農家様に、こういった土地が出てますという形で周知するという手段も、まあ1つあるのかなとは考えております。ただその方法をどう取るのかっていうのは、こちらの農業委員会のほうで決定していただきましたら、事務局としては、その方針というのに従いまして、動いていこうかなとは考えております。

西口会長 ちょっと考えてね。私も北河内の農協の理事もさせていただきました。そのときに生産緑地の買い取り申請は、理事会ないし専門委員会の生産緑地については、営農委員会で買取申請の事案が出されております。大概今はまだ不調に終わっています。

不調の大きな原因の1つは、買い取り額が高いというのが、私がやってたときの不調に終わった原因のあれは、みんな買取価格が高いと。買い取り申請者からの買取がということがありました。最近の状況は分かりません、出てないですから分かりません。

石田委員 すいません。まあまあいろいろそれは事情があるでしょうけれどもね。この4月1日から、下限面積が廃止されたわけじゃないですか。今までと状況が変わってるんですよ。

ということは、新規に誰でも始めようとしたら始められるわけですよ。今までは下限面積要件があるから、要件にしてはる最低下限面積が10に変わったんかな、守口は。10やったの。

10に変わって、なおかつそれが0になったんやんか。この4月から。ほんなら価格の問題も当然あるやろうけどもね、農地を取得しやすくなったわけやん。なおかつ、そういう状況になっているにも関わらずJAに頼んでや。ほんで、あとはお任せと。それで農業委員会で検討してください。

それはおかしいやろ。事務局が考えなあかんやろその辺は。農業委員会からな、JAのほうに意見するのか。自分たちの立場をあれするためにな、それなりの理由を今あんた述べたけどもや。そんなもん理由になってないやん。JAからの情報もなんもあれへん言うてるやんほんで。守口市にこういう土地がありますと、JAからも何の報告もあれへんやん、それを言うてんねや。それやのに農業委員会で決めてくれはったらその方法もありますて、適当なことを言うな、ほんまに。ちゃんと責任もって仕事してくれ。

事務局 すみません。

西口会長 はい。

事務局 今までですね、都市交通計画課から斡旋の協力依頼がありましたということで、農業委員会として、その買取申し出の出た守口市に対して協力をするという形で、ふだん農協さんとの付き合いもあるところで今までの流れとしては、JAさんに照会はさしてもらって、そこから回答を得ていたってというような流れやったとは考えておりました。

て。それ以外にどういった市からの斡旋協力をして、農業委員会としてやっていくべきかということですね。

そちらにつきましては、農業委員会としても、斡旋協力に協力するじゃないですけども、市内の農家さんと一番関わりが強いっていうのがあるので、農業委員の皆様としますので、そういったところから、こういった農地が出てますよっていうふうに回っていただくというのが、一つの方法かなと言うところで、御提言させていただいたという次第でございます。

石田委員 今回の事に限らず、あなたがそのときにおったかどうか知らんけどさ。去年の1月か2月かな、特定農地の申請の締め切りは3月末ですっていうのがありましたよね。そうやろ、阪本さん。特定農地の申請、3月末にやってくれなあかんよという都市計画課の職員さんが来て説明があったやんか。

事務局 はい、はい。

石田委員 あれ去年多分1月か2月やったの。

事務局 ぐらいいったですかね。

石田委員 そのときにな、あなたたちもや都市計画課のほうの仕事なので、都市計画課のほうにやってもうてますと。それは行政はそういうふうに事務分掌上そうなったのか分からないけれども、僕はそのときに、都市計画課の仕事であっても、農地に関しては地域農政課いうのか、あなたのとこと協力してやらんことにはあかんのと違うのと。こんな3月末で、特定農地の申請を締め切りますと。守口市は何ももしてないやんかと、広報にも載ってなかったやん。

そのときに、僕がお願いしたのが、今後、都市計画課の所管であってもや、農地に関しては農業委員会とも当然関係があるねんから、両課で連携を結びながら進めていってください、僕はお願いしたはずや。どういう言い方をしたかは、僕もちょっと自信ないけどもね。そのとおりやろう。そんなもん3月末に締め切ります言うてな、1月にJAの広報に載ってあるねん。守口市何もやってへん言うたやん、これ。ほんであなたたちは都市計画のほうですってと、逃げたかどうかは知らんけど言い訳したからさ。それは事務分掌上そうってるかも分かれへんけれども、今後はそういうことのないようにやってくださいと、僕は委員会でお願ひしたはずや。今回同じことやん、また。

違いますか。

西口会長 あの生産緑地については、守口市地域振興課のほうも農協とも連携密にして、地元の私は属しているのは、庭窪のほうなんですけども、庭窪の職員も生産緑地の進捗状況はどうですかとは、かなり気にかけてくれてます。その辺はやっぱり市と農協との連携もよかったんではないかということで。その節も支店長代理もかなりこの関心を持ってましてね。守口市の生産緑地の進捗状況をかなり気にしてくれてます。

ということで、かなり市と農協とはそれなりに連携は、密と言うたら怒られるかも分かんけども、連絡は取られてたんではないかと、私はそう理解してます。はい。

石田委員 今回の斡旋について、じゃあそしたら、会長もなんか報告受けてはりますの。この斡旋の件について。

西口会長 直には、特に私は受けません。

石田委員 直でなくてもよろしいやん。情報としては何かやってはりませんの。JAは。

西口会長 JAはそやから言うてるように。

石田委員 私らには全然入ってきていないよ、言ってんねん。

西口会長 それは入らへんと思います。

石田委員 なんで入ってへん。入って普通違うの。入って普通じゃないですか。

西口会長 かも分かんですけども、生産緑地の買取の件ですよ。

石田委員 ごめん、僕は今回の件のことを質問してんねん。その生産緑地とかそんなんじゃなくして、今回のこの件について僕はお尋ねしている。JAは言ってはったけども、私らには何の情報もないと。それに対して市も協力の依頼もしてないんじゃないですかって言うてるわけ。依頼して、はい不調です。情報もどこまで出してはるんかと不審に思いますやん、そうでしょう。別に会長に言うてるのとちやいませ。

西口会長 分かってます、はい。

石田委員 もう同じことの繰り返しになりますけども、今後そういうことのないようにやっていただきたいです。

それともう1点、これね、北河内に依頼してはんねんけれども、大阪府の中間管理機構、みどり公社というのか大阪府では。あそこにはなんで依頼せえへんの。

事務局 はい。農地バンクのことやと思うんですけども。

石田委員 うん。

事務局 その対象が基本的に市街化区域内の農地。

石田委員 市街化区域内の農地。

事務局 市街化区域内の農地については対象としておりませんでして、その事業のですね。

石田委員 みどり公社は。

事務局 中間管理事業の関係の法律で、対象地域から市街化区域内にある農地を除くという形になっておりまして。守口市内につきましては、農地は全て市街化区域内にあるということもありますしというところで、そちらのほうに依頼を出すということはしておりません。

石田委員 それ、ごめんね。売買も含めて賃貸も、中間管理機構はしないの。

事務局 そうですね。法令のそもそものその事業の対象区域に含んでいないというところで、直接中間管理機構の具体的にどういう事業をやっているかというのはすべて把握している訳ではございませんので、全てにおいて回答をここでできる訳ではございませんが、そもそも法令の中で対象区域に、守口市内の農地は含まれていないというところで、守口市としては。

石田委員 だから、守口市が含まれていないのは、守口全体が市街化区域やから含まれてないってあなたは言いたいんやろ。

事務局 そうです。おっしゃるとおりです。

石田委員 それは売買が対象外になっているのか、賃貸も含めて全て対象外になっているの。

砂口委員 買取斡旋と賃貸と一緒にか。

事務局 買取斡旋につきましては。

砂口委員 違うのやろう。

事務局 はい。売買と言いますか、買うということだけですね。

砂口委員 区別して答えなあかんで。

石田委員 今回のこれは農地の斡旋については、売買が当然前提になっているのは僕は分かってるんですよ。分かってんねんけれどもね、いろんな情報を出すことによって、例えばみどり公社を通じてその賃貸とかそういうこういう土地があるんですけども、貸し借りについてはどうですかとかというね、いろんな情報提供をしたら、その結果売買はできません、斡旋もちょっと考えたんですけども斡旋もできません、賃貸の斡旋もできませんと。それはみどり公社を、使える使えへんはそれは法律的なこともあるやろうけども、いろんな情報を集めることによって、守口市内の農地の活性化というのでも出てくるやろうし。JAがもっと積極的に動いてくれてはったら、それはもうそれでええかなと思うんやけどもや。僕の見る限り、JAも積極的に動いてはらへんていうような感じやから。せめて行政のほうから、いろんな手立てを考えなあかんの違うのと、僕は言うてるわけ。

西口会長 言っているですかね。私も年々忘れてしまってますけども。今、何も農協の答弁になってるん違いませ。今までの経過考えてます、農協もあんま対応してないからというのを、してないやという話も石田委員からありましたけども。皆さん思い出してください。特定生産緑地については、北河内の広報誌に、2回折り込みがあったと思います。特定生産緑地に対応しないやつというのは、内容はつぶさに詳細をよう言いませんけども、特定生産緑地に参加くださいというのは1回折り込みあります。

それと2回目はね、各市町村の特定生産緑地の締切りはいつでっせ

と、お急ぎくださいというの資料もあったと思います。皆さん方組合員やから、みんな広報誌が入ってくると思います、それは確かに私にはありました。今、先ほど言うのを忘れましたが。何も農協の答弁立ってるわけやないですけども、そういうこともありましたという。

石田委員 それは先ほど僕申したように、去年の2月の総会の中で、JA 1月に、僕、北河内も言うてはるJAの広報誌を見て、3月末で締め切りますというの、確かにJA北河内の広報には載ってました。

それをもって、こちらの総会の中でその話があったときに、JAはそないしてやってくれてはんねんけれど、守口市の都市計画は守口市がやるわけやん。守口市が広報等を通じて、守口市が主体的になってやらなあかんと違うかと、僕はそのときに言うたんよ。

何もJAの死活問題やから、農地を残すというのね。そやからJAはJAなりに当然死活問題にかかってくるねんから、それは当然やらはるのが当然やと思うけども。市としては何もしてないんと違うかと僕は言うたんや。前回の特定農地の申請については。そのときに、農業委員会事務局と都市計画とで調整をしながら、守口市の農地をどうして守っていくんかっていうのを、守口市が主体的になって考えてくださいね。これからは農業委員会、農業委員会事務局も都市計画課も、所管事務が違うとかそんなことを言わんと、一つになってやってくださいと、僕は言うたわけ。

だからJAのことを何も批判している訳じゃなくて、JAではそういうふうに広報に載ってたていうのは、それしか載ってなかったんや、守口市の広報には何も載ってない。せやから今、会長言わはったように、JAはそれなり言うたら分からんけれども、農地を守るための活動はしてはるわけや。守口市は何してるのと、僕はそのときに言うたわけ。今回も一緒やって。

西口会長 守口市で言われると、私も何も言えませんが、これは守口市の農業委員会です。農業委員の皆さん方もやっぱり積極的に前面に立って、この辺の特定生産緑地については対応せないかと。私は個人的にはいろいろ我々の町会の人にも、特定生産緑地については皆さんにはお話したと思います。周辺の人にもそれなりの範囲は、石田さんに言われたら、細かいとこ回ってへんやん言われたら頭を下げんならんですけども、それなりの農業委員の一員として、特定生産緑地をできるだけたくさん申請していただくように動いたと思います。もちろんここにいらっしゃる委員の皆さん方も、特定生産緑地につ

いて普及推進については、関わりいただいたと思っております。

石田委員 特定農地についてはね、結果として守口市も97%か、特定農地に申請しはったんは。97%か3%かそれくらいやったな、違うかった。

事務局 そうです。

石田委員 だからそういう面で、農業委員さんも初めいろいろ周知していただいた結果そうなったから、それはよかったんやけども。今さら何も特定農地のことを、僕も蒸し返すつもりは何もないねんけども。

言いたいのは、守口市の農地を守らなあかんという意識を、事務局の職員もちゃんと持ってよって僕は言いたいねん。その意識を持ってたら、今回のその斡旋についても、JAに協力を依頼できる、ただお願いしますじゃなくして、こういう方法でやっていただいたらどうですかとかいう。

事務局が守口市内の農地を守ろうという意識を持って、対応してほしいなということ、僕は言いたいだけや。同じことをもう特定農地のときも含めて、同じことを何回も言わさんといてと。前回、去年の1月、2月に連携をもってきっちりしてねと僕はお願いしたはずや。今回同じようなことされたら、ほんまに考えてんのかとなるやんか。この件はもうそれ以上、僕は申しませんけども。今後、農地に関しては、都市計画の所掌義務であろうと、管轄であろうと、農業委員会事務局も含めて、市として考えてください。

西口会長 いいですかね。もう1つは、事務局が責められてますけども。

石田委員 だから責めてへん。

西口会長 また、しゃべられてるなと理解します。ただ、弁解ではないですけども、皆さん方がみんな承知やと思いますよ。守口市都市農業振興基本法で作ってくれたん、市ですよ。事務局は大変な労力を払って、それは大阪市が最初で、交野市が次で、もうひとつどっかやって、守口市に対して振興計画立てたの4番手ですよ。

ただ、そうやけど市だけで振興計画を立てたからって、市だけでは何ぼ力入れたかってできませんよ、我々ですよ。農家の皆さんもですよ。組織もですよ。みんなが寄って力を合わせんとできへんですよ。農業委員の皆さんもそうですけど、農家の皆さんも、市民の皆さんも

参加いただかな僕はあかんと思います。ただその辺の動きはちょっと鈍いっていうのは、私も申し訳ないなと思ってます。守口市は4番目にやってくれてますねんで。ただ動きはそんな目に見えてね。

ただ農業委員の皆さん方は、少なくとも農業振興基本法というのができたっていうことは御理解いただかんことには話にならないですよ。せやからその辺について積極的に、委員の皆さん方のお力もぜひとも拝借したいと思います。今後ともよろしくお願い申し上げたいと思います。

砂口委員 一つだけね、ちょっと申し上げにくいんだけど、石田委員さんも先ほどおっしゃったことは、確かにいいことだと思うんです。またよくしようということだね、御意見いただいていることはありがたいことだと思います。

ただ委員もね、会長が仰ったようにね、所有者本人が、買取価格が高いんだと。これは最初からどういう思惑があるのかいう部分をです、やっぱり一つ考えていかないといけない。そういうふうに思います。

石田委員 ごめん、全然委員会とは関係ないねんけど、その買取価格というのは、元の所有者の方の価格は提示しはるわけ。

砂口委員 提示しはるの。

石田委員 提示しはるの。

砂口委員 だから、買い取ってもらいたくない人、だから売買を自分がして、転用して、何かに利用していこうと、農地の規制を外さなあかん。

石田委員 そういうことやね。

砂口委員 そういう思惑がある人は、最初から高く設定して売れないように設定してるんですわな。そこが、そういう人たちの思いがあるのに、石田委員さんは、正論をおっしゃっているのですよ。だから、よく分かりますよ。

でも、やっぱりそれぞれの腹のうちが違うんだなという。石田委員さんの意見を、農業委員全員の意見だと思ってもらっては困るんですよ。一意見なのです。そういうことだけは認識しといてください。だからそういうことやねん。

大倉委員 結局は売りたいくないんですね。

砂口委員 そういうこと。そういう思惑があって、

大倉委員 そういう人がほとんどなのです。

砂口委員 全部それで自分はいいように扱いたいんですよと。

大倉委員 1000円くらいで売ります。

石田委員 いやいや常識の範囲というのがありますやんか。もうこれ委員会と関係なしね。

砂口委員 いやいや、それは売り手と買い手の話やん。

石田委員 もちろん。

砂口委員 だから、そんなん私はこれしか売りませんよと、これでしか売りませんよという話をしたんです。

山田委員 兄弟とかは、よう買わへんけれども。

砂口委員 それはみんなそう思っている。

石田委員 僕が思ったのは、斡旋をお願いしはってね、価格は幾らですかとそこで売り買い価格が出てきて、そこでどうのこうのと、もう初めから。

砂口委員 違う、違う。

山田委員 基本的には、売りたいくないんですよ。要するに売りたいなくて価格上げてるわけですよ。

田中委員 売りたいくないけど、そういうふうな市に持っていかな。

砂口委員 そうでないと、自分の土地利用できない。そのためにここを利用されているわけですよ。そういうことがありますよということを、意識

してはる人がたくさんいる。

田中委員 生産緑地の買取りをしようと思ったら、やっぱりその何回か都市計画やって、その自分の金額が高いというのを、やっぱりこう売りたいから。この全部解除するのは去年なんか、今年かな4つくらいありましたよね。すごく大きな土地が、解除されたん。それだって、やっぱり平成4年からの満期で、3月20日までというのがあったけれど。それを機会に、やっぱり自分、何か解除してその解除ができない時はやっぱり賃貸とか、そういうの証明をもって、それでも市民と斡旋のあれを出さないけませんやんか、都市計画に連ねて。そしたらやっぱり本当に、石田さんの言いはるのは、そうなんですけど。だからこの4月のときも、最後の農協斡旋と言ってはりましたやんか。でも、即1か月以内でもう解除されましたやんか、今年。

石田委員 1か月くらい。

田中委員 1か月くらいやったかな。1月にJAに委託しますと。

大倉委員 1月に申請して、3月に。

田中委員 そうそう。

石田委員 だから2か月でしょう。

田中委員 うん。だから早いなというのは、やっぱりその申し出しをしはった人の思惑もあったん違うかなと思って。

石田委員 まあいいけどね、その2か月というのは、生産緑地法か何かに載ってました、あなたが言うたんやけども。今日は3か月に訂正してんねんけどな。2か月、3か月は置いといて。今、砂口さんが言わはったことはね、ごめんなさい、僕全然その知識がなくて、価格を当然、最終的には売り手と買い手の価格の話し合いになるんやけど、最初に価格を提示しはった、表にしはった。

山田委員 すみません。ごめん。私も推定になるけども、少なくともこれ見た時に、これはもう絶対に買取が出ないなという価格でやってはる。要するになんでやというたら、これ寺方でしょう。これ今グーグルの地図で見たんやけども、もうほとんど店とかね、要するに利用価値が非

常に高いところです。30年前やったら、寺方なんて全然農地でしたよね。ただそこに生産緑地入っちゃってるけども、今は活用したいけども活用できなかった。

それが30年経過したんで、活用できるので活用したい。そうすると買い取ってもらったら困るので、3倍でも4倍でもつけたらいいわけです。絶対に買い取り手がない。そうすると解除されちゃうんですよ。そうすると自分で活用して、その土地を非常に高付加価値で利用できるわけです。だからほとんどがこれやと思う、今までで見とって。

だからいくらやってみても、我々がどうのこうの言うてみても、手の出しようがないところ。法の抜け道みたいなもんですわ、いい意味で見たら。

石田委員 私の勉強不足で申し訳ないねんけども、全てが全てそうじゃないと僕も思うし。

砂口委員 いや、もう見ている、買取申請あるのは全部、大体高い人や。

石田委員 だから今までの情報ではそうなんでしょうけどね。これからまた時代も変わっていくやろし、どうなっていくかも分からへんし、そういうときに、始めからもうあかんねん、不調になるの分かってんねんという前提で仕事をするのは、僕はそれはいいと思わない。やっぱり正論からスタートして、結果的にこうやから無理やなというのを、それは今教えていただいて、僕も分かるのやけども。やっぱり正論でやっぱり物事を進めさんことには、最初から結果を想定して、あかんからもうこれでええやんと。

せやからそういう考えがあるから、JAがやって、無駄にしてあきません、はい分かりましたで終わっちゃうので、ほとんどが多分、今言われたようなことやと思いますけども、100とは限ってないからね。

大倉委員 まあ現実にね、正確に申請してはるいう自体が、要するに地価の評価額を下げるためにやってはるわけです。多分、守口市の中でも。百姓をやろうと思ってやってはる人は少ないと思うんです。昔から下げたいためにね、続けてはるんやと思う。

田中委員 交野とか枚方なんかだったら、そういうのが出た場合は、JAがやっぱり買い取って、実習者の若い子入れて、農地を守るためにやって

はると思うんですよ。でも守口は。

大倉委員 難しい。

田中委員 難しいと思う。

山田委員 ほとんどが、転用者ばかりなんで。

田中委員 まあ、そうですけどね。

西口会長 この案件はこのくらいでよろしいでしょうかね。いいですかね。

委員 はい。

西口会長 ほかの情報でちょっといろんな話が出たんで言いますが、日本農業新聞の4月10日で、国消国産を通年で5,000万人へ、いろんな発生します。これはJAグループで書いてますけども、何にもJAグループだけ違います。

もちろんこんな運動するについては、農水省の事前の連絡をつけて、国消国産を進めていきたいと思います。ということで、運動をやっております。

ということで、皆さん方もこの運動を展開される。通年で1年間ずっとやりますということで、御承知おきと御理解をお願い申し上げます。

以上でございます。

ほかに何か御意見、御質問がありましたら、最後にお伺いしたいと思います。

ないようでございます。ほかに事務局から何かありますか。はい、お願いします。

事務局 次回の総会の日時ですが、次第にも記載させていただいておりますとおり、令和5年5月22日月曜日の午後2時から、市役所6階の研修室602で開催予定でございます。

5月10日には、現地調査も予定してございまして、後ほど担当委員の皆様には連絡をさせていただきます。よろしく申し上げます。

西口会長 ということでございます。毎回この委員会前には、市が10日が期限で現地調査もやりますということで、委員の皆さん方も御理解、御

承知おきをいただければありがたいと思います。

それではありがとうございます。以上で令和5年4月農業委員会を終了させていただきます。ありがとうございます。

守口市農業委員 署名委員